

「資金管理 PayMaster」利用規約

第1条（適用）

「資金管理 PayMaster」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社北海道銀行が提供する「道銀ビジネス WEB サービス」の機能メニューに内包してエメラダ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するサービスである「エメラダ・キャッシュマネージャー」（「資金繰り把握機能：複数の金融機関の口座を連携することで、会社の資金繰り状況を管理できる機能」、「請求管理機能：請求書の電子的な作成・メールによる送付・電子保存等を行える機能」、「支払い管理機能：請求書データから AI OCR を活用して振込データを自動作成ができる機能」、「ファイル管理・共有機能：請求書等の会社帳簿の電子的な保存及び、システム上での共有ができる機能」、「請求書カード払い機能：非加盟店向けの支払いに関してクレジットカード決済ができる機能」）等の全部又は一部をいいます。

資金管理 PayMaster 利用規約（以下「本規約」といいます。）は本サービスの利用者（本サービスに関して当社が提携する金融機関その他の明示的に本規約の対象から除外された者を除く。以下「ユーザー」といいます。）と当社との間の本サービスの利用にかかる一切の關係に適用されるものです。

尚、ユーザーが請求書カード払いの利用を希望する場合は、本規約に加えて、別途定める「請求書カード払い サービス利用規約」への同意が必要となります。

第2条（利用登録）

ユーザーとなろうとする者が当社の定める方法によって利用登録を申請した場合、当社がこれを承認することによって利用登録が完了した時をもって、ユーザーとなります。

当社は、ユーザーとなろうとする者に下記の事由があり、又はそのおそれがあ

ると判断した場合は、利用登録の申請を承認しないことがあります。また、当社は利用登録の承認を保証するものではなく、また、利用登録の承認又は不承認の理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- 本規約および当社の定める要領やその他の規則に違反したことがある方からの利用申請であった場合
- その他、利用登録を承認することが相当ではないと当社が判断した場合

第3条（利用料金）

本サービスの利用料金・提供サービスの詳細は北海道銀行のホームページに掲載され、新しい情報が更新され次第当該ホームページにて告知するものとします。

第4条（銀行法に基づく電子決済等代行業に係る表示等）

当社の本サービスにおける銀行法及び銀行法施行規則に基づく電子決済等代行業に係る表示は以下のとおりです。

1. 商号及び住所

商号：エメラダ株式会社

住所：東京都港区南青山7丁目1－5 &CALM minamiaoyama

2. 権限に関する事項

当社は、電子決済等代行業者であり、銀行のために、銀行を代理してお客さまと契約締結等をする権限を有しません。当社は、お客さまのために、お客さまの委託に基づいて金融機関からの情報取得及び金融機関に対する振込依頼・振込指図の伝達を行うサービスを提供します。

3. 損害賠償に関する事項

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、ユーザーに損害が生じた場合、当社は、当該損害が当社の故意又は重過失に帰すべき事由により発生した場合のみ、

当該損害がユーザーの責に帰すべき事由により発生した場合を除き、速やかにこれを賠償又は補償いたします。ただし、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償又は補償の義務を負わないものとし、かつ、当社の賠償額又は補償額は、損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 か月に当該ユーザーから現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

4. 利用者からの苦情又は相談に応ずる連絡先

- ・ ホームページ問い合わせページ <https://emerada-cash-manager.com/inquiries/new>
- ・ メールアドレス emerada.customersupport@emerada.co.jp
- ・ 問い合わせ窓口 オペレーションズ・グループ
03-6256-8266

受付時間 10：00～18：00（土日祝日を除く）

5. 誤認を防止するための情報

本サービスは、北海道銀行のお客様に対して、エメラダ株式会社が提供するものであり、北海道銀行が提供するものではありません。

当社のウェブサイト又は本サービス上に、データプロバイダー又は金融機関などが使用する商標が表示されることがあります。この商標表示は、これらの商標を有する会社が当社を推奨もしくは賛同していること、これらの会社が当社と提携関係にあること、又は当社がこれらの会社の代理業者・外部委託先等であることを必ずしも意味しません。

6. 登録番号

関東財務局長（電代）第 41 号

7. 利用者が支払うべき手数料

当社は、利用者が支払うべき手数料の受領を北海道銀行に委託しております。よって利用者は第 3 条に記載の利用料金を北海道銀行に対して支払うものとします。

北海道銀行は毎月所定の日（銀行休業日の場合は翌営業日）に利用者が同行に対して所定の方法で届け出た預金口座から引落します。

北海道銀行は上記の引落しについて、同行の当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手なしで引落します。また、領収書は発行いたしません。

8. 契約期間及び契約期間の途中で解約時の取扱い

・ 契約期間

登録完了時からお客さまによる退会時又は当社による登録の抹消時

・ 中途解約時の取扱い

中途解約によるお客さまの費用負担はございません。

9. 識別符号等を取得して電子決済等代行業に係る行為

当社との間の API 接続に関する契約内容を公表している金融機関以外の金融機関をご利用のお客さまにつきましては、当社がインターネットバンキングの ID、パスワードをお客さまからお預かりさせていただき、電子決済等代行業に係る行為を行う場合がございます。

第 5 条（API 利用について）

本サービスの提供にあたり当社は API トークンを取得します。API トークンとは、ユーザーからの申請・要請に基づき、金融機関等の第三者が当社に対して発行し、当社が当該情報提供元の口座情報を保存するシステムにアクセスするためのトークンをいいます。当社は本サービスの提供を目的とし、API トークンを用い、API トークン発行元のシステムにアクセスしユーザーの口座情報等を取得します。なお、API トークンの発行元のシステムの故障、不具合、一時停止等の原因により、API トークンを用いた口座情報等の取得が不可能になる可能性があります。

第 6 条（パスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、本サービスのパスワードを管理するものとします。

ユーザーは、いかなる場合にもアカウント又はパスワードを第三者に譲渡又は貸与してはなりません。当社は、メールアドレスとパスワードの組み合わせが

登録情報と一致してログインされた場合は、そのアカウントを登録しているユーザー自身による利用とみなし、その結果につきいかなる責任も負いかねます。

第7条（ユーザー情報の取扱について）

当社は、ユーザーが本サービスで当社に対して提供する情報（以下「ユーザー情報」といいます。）を、以下の目的により取得します。

- ① 当社がユーザーに対して本サービス提供に関して下記を行うため
 - ユーザーの本人確認
 - ユーザーの利用料金、遅延損害金等の請求代金決済等におけるクレジットカードやその他支払い手段の有効性の確認
 - ユーザーの嗜好に合わせた本サービスに関するマーケティング手法のカスタマイズ
 - 本サービス及び当社が提供するその他サービスに関する案内
 - 本サービスの停止・中止・契約解除の通知やその対応
 - 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等の変更等の通知、また 紛争、訴訟などへの対応
 - 本サービスに関するユーザーからの問い合わせ等への対応
 - その他本サービスの提供、維持、開発、改善への対応
- ② 当社がユーザーに対して、ユーザー情報の分析結果の提供等のサービスを実施するため
- ③ 当社が市場調査、資金繰りや財務活動に関するコンサルティング、提供先金融機関等への紹介、営業活動及び分析精度の向上、情報取得に関する開発や改善などサービスの改善を実施するため
- ④ 当社が、北海道銀行へユーザー情報（これを当社が分析した内容も含みます）を提供し北海道銀行が以下の目的でこれを利用するため

- 1) 「資金管理 PayMaster」及び関連商品・サービス（「資金管理 PayMaster」以外の北海道銀行のサービス、及び北海道銀行の業務提携

先のサービスも含む)に関する各種ご案内や、広告の表示・配信、各種アンケートの実施、キャンペーンその他のマーケティング施策等の実施、キャンペーン・イベント等におけるお知らせの実施のため

2)「資金管理 PayMaster」のユーザーのご登録及びご利用状況の確認・調査・分析、「資金管理 PayMaster」のサービス・カスタマーサポート・マーケティング施策の実施のための調査・分析、及び当該施策の効果測定、「資金管理 PayMaster」に限らず新商品・新サービスに関する企画開発・調査・分析、融資の審査、モニタリング及びその他金融サービスに関する判断を行うため

3)「資金管理 PayMaster」に関するお問い合わせやご意見等への対応、ユーザーの不正やサービス利用料の不払いの調査、防止及び発生時の調査・対応のため

当該ユーザー情報を利用するため、北海道銀行は当社との利用契約に従ってユーザー情報を取扱う義務を負います。但し、北海道銀行における、実際のユーザー情報の取扱いについて、エメラダは一切の責任を負いかねます。

⑤当社が、ユーザー情報の分析を行い、個別の企業や個人を特定できないように加工したもの（以下「統計情報」といいます。）を作成したうえ、本サービスの改善、開発、研究、市場分析、マーケティング等の目的のために社内での利用、及び第三者に開示するため

なお、本サービスを介して当社から貴社に対して提供されるユーザー情報の分析結果は、当社独自の分析手法に基づくものであり、当社の秘密情報です。あらかじめ当社の書面による同意を得た場合を除き、ユーザーは、第三者に対し、その形式を問わず、当該分析結果を提供又は開示してはなりません。ただし、当社を経由して提供する提供先金融機関等への開示を除きます。

また、本サービスの登録解除の際はユーザーが希望する場合は、エメラダが保有しているユーザー情報については消去するものとします。ただし、ユーザーの希望にかかわらず当社は、統計情報として保有を継続する場合があります。この場合、当社は、個人情報保護法等の関連する法律を遵守しユーザー情報を適切に管理します。

第8条（禁止事項）

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、下記の行為をすることを禁止します。

- 法令および公序良俗に違反する行為
- 犯罪行為
- 当社のサーバー又はネットワークの機能に悪影響を及ぼす行為
- 当社のサービスの運営に悪影響を及ぼす行為
- 他のユーザーに関する個人情報等を収集および蓄積する行為
- 他のユーザーに成りすまし、本サービスを利用する行為
- 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接的又は間接的に利益を提供する行為
- その他、当社が不適切と判断する行為

第9条（本サービスの提供の停止等）

当社は、下記のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断する措置を講じることができるものとします。

- 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検や更新を行う場合
- 地震、落雷、火災、停電、天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難になった場合
- コンピュータや通信回線等が事故により停止又は中断した場合
- その他、当社が本サービスを提供することが難しいと判断した場合

当社は、本サービスの提供の停止又は中断により、ユーザー又は第三者が被ったいかなる不利益や損害について、理由を問わず一切の責任を負いません。

第10条（利用制限および登録抹消）

当社は、下記の場合には、ユーザーに対して事前の通知なく本サービスの全部もしくは一部の利用制限を行い、又はユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。

- 本規約のいずれかの条項に違反したと当社が判断した場合
 - 登録事項に虚偽の事実があると当社が判断した場合
 - その他、本サービスを利用することが適当でないと当社が判断した場合
-
- 株式会社北海道銀行の「道銀ビジネス WEB サービス利用規定」の第9条 解約の事由に該当した場合

当社は、本条に基づき当社が行った行為によりユーザーに生じた不利益や損害については、一切の責任を負いません。

第 11 条（登録の解除について）

ユーザーが本サービスの登録解除を希望する場合は、問い合わせページから承ります。登録解除後のユーザー情報の取り扱いについては、第7条の定めによるものとします。

第 12 条（免責）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、ユーザーに損害が生じた場合、当社は、当該損害が当社の故意又は重過失に帰すべき事由により発生した場合のみ、これを賠償又は補償いたします。ただし、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償又は補償の義務を負わないものとし、かつ、当社の賠償額又は補償額は、損害の事由が生じた時点から遡って過去1か月に当該ユーザーから現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

第 13 条（サービス内容の変更等）

当社は、ユーザーに事前に通知することなく本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を中止することができるものとします。また、これによってユーザーに生じた損害や不利益については、一切の責任を負いません。

第 14 条（利用規約の変更）

1. 当社は、(1)契約者の一般的な利益に適合する場合、又は、(2)変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的である場合には、契約者の同意なく本章の内容を変更することができるものとします。当社が本項に従って本章の内容を変更した場合、契約者による本サービスの利用にあたっては、変更後の本章の内容が適用されるものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、所定の予告期間において、変更後の本章の内容を契約者に周知するものとします。

第 1 項に定める以外の場合（契約者に重大な不利益を生じさせること等により変更内容の合理性が認められない場合を含みます。）であっても、当社は、契約者と個別に合意することにより、本利用契約を変更することができるものとします。

第 15 条（通知又は連絡）

ユーザーが当社への通知又は連絡を希望する場合は、当社が設けた問い合わせページ、又は下記の問い合わせ窓口によって承るものとします。

● 当社 オペレーションズ・グループ

代表電話 03-6256-8266

受付時間 10：00～18：00（土日祝日を除く）

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、当社に対し、利用登録の申請日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) ユーザーは、以下の①ないし⑥のいずれにも該当しないこと

① 暴力団

② 暴力団員

③ 暴力団準構成員

- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

(2) 自ら又は第三者を利用して①ないし⑤に該当する行為を行わないこと

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①ないし④に準ずる行為

2. 当社は、前項に定めるユーザーの表明及び保証のうち、いずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、それにより当社に生じた損失、経費その他一切の損害についての補償を求めることができます。
3. 当社は、第1項に定めるユーザーの表明及び保証のうち、いずれかが真実又は正確でないことが判明したときは、何らの催告を要せず、ユーザーに対する書面による通知により、直ちに本サービスの利用を終了させることができます。なお、本項に基づき本サービスの利用を終了させた場合であっても、前項の定めに従いユーザーに対し損失及び損害についての補償を求める権利の行使は妨げられないものとします。

第 17 条（知的財産権等の帰属）

1. 本サービスに関する一切の著作権等の知的財産権及び発明・ノウハウ等に関する権利は、本規約に別段の定めのない限り、当社に帰属します。
2. 本サービスへの利用登録により、当社の知的財産権等（ノウハウを含み、利用登録以前から保有していたか否かを問いません。）について、ユーザーに対して何らの権利も譲渡されず、本規約に明示がない範囲でその実施又は利用が許諾されることもないものとします。

第 18 条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

第 19 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。万が一、本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2026年7月14日 制定

エメラダ・ペイメント サービス 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社北海道銀行が提供する「道銀ビジネス WEB サービス」の機能メニューに内包してエメラダ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「為替取引依頼送信サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

利用者が本サービスを利用する際には、本規約が適用され、利用者と当社との間の契約内容を構成するものとします。

第1章 為替取引依頼送信サービス 利用規約

第1条（目的）

この章（以下「本章」といいます。）は、当社が運営する本サービスの利用に関する条件を定めたものであり、契約者と当社との間の本サービスに関する契約の内容となります。

第2条（定義）

本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス：当社が提供する、支払者からの委託に基づき、銀行の更新系 API を通じての為替取引（以下、銀行振込・振替取引のことを総称して言う）依頼の送信を行うサービス。なお、本サービスによる為替取引依頼の送信は、当該銀行のインターネットバンキングにおける為替取引実行のための登録を行うものであり、最終的な為替取引の実行は支払者が当該インターネットバンキング上で所定の承認手続きを行うことによって完了します。また、支払者は、本サービスを利用して為替取引依頼の送信を行うにあたり、当社所定の方法により、振込または振替に利用する銀行口座の登録及び認証を完了しなければなりません。
- (2) 契約者：本利用契約を当社と締結し、当社に為替取引依頼の送信を委託する者。
- (3) サービス手数料：無償
- (4) 本利用契約：本章の内容、会員登録申込その他当社と契約者間の本サービス利用に関する一切の合意。
- (5) 為替取引依頼の送信：契約者が当社所定の方法により、振込先または振替元に関わる銀行・支店・口座種別・口座番号・受取人名・金額・依頼人情報等を含むデータを入力し、当社を通じて銀行の更新系 API に対し為替取引依頼の指示を送信する行為。
- (6) 振込・振替日：契約者が利用申請時に指定した日であって、当該日までに契約者が本サービスを通じて為替取引依頼を行い、かつ当該銀行のインターネットバンキングにおいて所定の承認手続きを完了した場合に、振込または振替が実行される予定日。
- (7) 取引相手方：振込または振替の取引相手方となる者。
- (8) 銀行口座：日本国内の銀行に開設された預金口座。
- (9) 会員ページ：当社が設置する、本サービスの利用申請や履歴照会等を行うウェブページ又はアプリ画面。

第3条（本利用契約の成立等）

1. 本利用契約は、本サービスの会員登録申込者（以下「会員登録申込者」といいます。）が、当社所定の方法により会員登録申込を行い、当社所定の方法により当社による承諾の通知が会員登録申込者に到達したときに効力を生じるものとします。なお、会員登録申込者は本章の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとします。
2. 当社は、前項に定める会員登録申込に対する当社の承諾の通知に先立ち、会員登録申込者に対して別途一定の事項の届出及び書類の提出を求めることがあります。この場合において、会員登録申込者が当該事項を届け出ず、又は当該書類を当社に提出しないときは、当該届出又は提出が完了するまでは、前項に定める会員登録申込に対して当社は承諾しないことがあ

- ります。
3. 当社は、第13条第1項に定める利用期間中、契約者に対し、必要に応じて契約者、請求者、対象契約、対象債務その他に関する情報の届出又は書類の提出を要請することができるものとします。
 4. 契約者は、会員登録申込に記載された事項又は前二項の規定により契約者が当社に届け出た又は提出した事項に変更が生じた場合、すみやかに当社に通知し、当社の指示に従って届出事項の変更その他の必要な手続を行うものとします。
 5. 当社は、契約者が前項に従った通知又は手続を怠ったことにより損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第4条（利用申請）

1. 契約者は、特定の対象債務について、当社所定の情報を入力して、利用申請を行います。
2. 当社は、為替取引依頼を行うにあたり確認が必要と判断した場合、その裁量により、以下の各号に定める措置を行うことができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 契約者に対して、請求書等の請求者との間の取引に関連する書類等の提出を求めること
 - (2) その他当社が必要と判断した措置

第5条（為替取引依頼の方法）

1. 契約者は、第4条第1項に基づく利用申請を行うことにより、当社に対し為替取引依頼の送信を指示したものとみなし、当社は当該利用申請の内容に基づき、銀行の更新系APIを通じて当該銀行のインターネットバンキングに振込または振替指示情報を登録します。
2. 第4条第1項に基づく利用申請にあたっては、振込先または振替元に関わる金融機関、支店名、口座種別、口座番号、受取人名、金額、依頼人情報その他当社が定める事項を正確に入力しなければなりません。
3. 本サービスによる為替取引依頼は、当社が依頼データを受領し、銀行APIへの送信が完了した時点で受付が完了します。ただし、為替取引の最終的な実行は、契約者が当該銀行のインターネットバンキング上において所定の承認手続きを完了した場合にのみ行われます。
4. 当社は、以下の事由がある場合には為替取引指示登録を行わないことがあります。
 - (1) 為替取引金額が契約者口座の残高を超過している場合
 - (2) 為替取引先口座への入金ができない場合
 - (3) 支払停止、差押えその他法令上又は契約上の制限がある場合
 - (4) 当社が不正又は不適切と判断した場合
5. 為替取引依頼成立後は、為替取引依頼の内容の変更・取消はできません。ただし、当社所定の組戻し手続により組戻しが可能な場合を除きます。

第5条の2（為替取引不能時の取扱い）

1. 前条第4項により為替取引指示登録が行われなかった場合、又は契約者による承認未了等により為替取引が実行されなかった場合、当社は本サービス上でその旨を契約者に通知します。
2. 為替取引不能の理由が契約者の責に帰すべき事由による場合、当社は一切の責任を負わず、サービス手数料の返還も行いません。

第5条の3（為替取引結果の通知等）

1. 当社は、為替取引結果（成功、失敗その他の区分）を本サービス上で契約者に通知します。
2. 前項の通知は、為替取引日の翌銀行営業日以降となる場合があります。
3. 契約者は、為替取引依頼の内容と為替取引結果に不一致等がある場合、速やかに当社に照会し、必要な情報提供その他当社が求める協力を行うものとします。

第5条の4（照会義務）

契約者は、当社又は第三者金融機関から為替取引内容等に関する照会を受けた場合、速やかに回

答するものとします。契約者の回答遅延や不正確な回答により当社又は第三者に損害が生じた場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

第5条の5（免責）

当社は、以下の事由により為替取引が遅延し、又は不能となった場合であっても、一切責任を負いません。

- (1) 天災地変、通信障害その他の不可抗力
- (2) 他の金融機関の責に帰すべき事由
- (3) 契約者による為替取引依頼の内容の誤り、不備又は遅延
- (4) 契約者が当該銀行のインターネットバンキングにおいて承認手続きを行わなかったこと
- (5) その他当社の責に帰すべき事由によらない事象
- (6) 金融機関による取引制限、システム障害、メンテナンス等により為替取引が実行されなかった場合

第6条（知的財産権）

1. 本サービスに関する特許権、商標権、著作権その他の権利はすべて当社、又は、当社が第三者から当該権利の使用許諾を得ている場合は、当該第三者に帰属します。ただし、当社は、本サービスが第三者の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
2. 契約者は、当社の事前の書面による同意なく、当社又は当社が使用許諾を得る第三者が保有する商標その他の知的財産権を使用しないものとします。
3. 当社は、契約者と協議の上で、本サービスのマーケティングを目的として作成する資料その他の媒体に契約者の商標を記載することができるものとします。

第7条（再委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

第8条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（請求者、銀行その他関係者を含みます。以下、同様とします。）に損害を与えた場合、又は第三者から請求を受けた場合、自らの責任及び費用負担においてこれを処理・解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を被った場合、又は第三者に対して請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が当社に提供し、又は伝達する情報（利用申請に先立ち契約者が当社に提供する請求者に関する情報を含み、以下「コンテンツ」といいます。）は、契約者の責任において提供されるものであり、その内容が不正確又は不完全であることにより契約者、当社又は第三者に損害が生じた場合、その一切の責任は契約者が負うものとします。
3. 当社は、コンテンツの内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因して生じた損害についても一切の責任を負いません。
4. 契約者は、対象契約の債務不履行、解除、契約不適合その他対象契約に起因して生じる一切の損害、損失、紛争等（以下「紛争等」といいます。）を、自らの責任及び費用負担で解決し、当社及び銀行に一切の責任を負わせないものとします。これにより当社又は銀行に損害が生じた場合、契約者は直ちにこれを賠償するものとします。
5. 契約者は、その故意又は過失により当社に直接又は間接的な損害を与えた場合、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。
6. 契約者が当該銀行のインターネットバンキングにおける所定の承認手続きを怠ったこと、又は為替取引依頼の内容の誤り、不備又は遅延その他契約者の責に帰すべき事由により為替取引が実行されなかった場合、当社は一切の責任を負わず、これにより生じた損害は全て契約者の負担とします。

第9条（本サービス利用のための設備）

1. 契約者は、自らの責任及び費用負担において、当社が定める条件にて本サービスの利用に必

要な契約者の設備を設置及び設定し、本サービスを利用するための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自らの責任及び費用負担をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して自らの設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者の設備、前項に定めるインターネット接続その他の本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスを提供する義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、コンテンツについて、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。
5. 当社は、本サービスの提供に関して、契約者、当社、その他第三者に生じる損害を防止するために緊急の必要がある場合、当社が必要と判断する措置を講じることができ、契約者はこれに協力するものとします。

第10条（ユーザID及びパスワード）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用に必要なユーザID及びパスワードを付与するものとします。
2. 契約者は、当社の承諾を得ない限り、2 つ以上のユーザID及びパスワードを保有することができないものとします。
3. 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者又は第三者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者のユーザID及びパスワードを使用することによる本サービスの利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者は、かかる利用に起因して生じた一切の債務を負担するものとします。

第11条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、会員登録申込において定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了1ヶ月前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用期間は期間満了日の翌日から従前と同一の内容でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 契約者及び当社は、1ヶ月前までに相手方に通知することにより、本利用契約を解約することができるものとします。
3. 個人事業主である契約者が死亡した場合、本利用契約は当該事由が発生した時点において当然に終了するものとします。

第12条（解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく、直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても利用料金等及び遅延損害金を支払わない場合
 - (2) 会員登録申込又は本利用契約に基づく当社に対する通知内容に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (4) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (5) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (7) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けた場合

- (8) 本利用契約に違反した場合
 - (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (10) 契約者の財産若しくは信用の状況が悪化し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (11) 契約者が意思能力を喪失した場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (12) 契約者について、成年後見、保佐又は補助開始の審判がなされた場合
 - (13) 本サービスを1年以上利用していない場合
 - (14) 本利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (15) 前各号の他、当社が契約者による本サービスの利用継続が適当でないと判断した場合
2. 契約者は、前項による本利用契約の解除がなされた時点において未払いのサービス手数料又は遅延損害金がある場合には、当社に対する当該債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

第13条（遵守事項）

1. 契約者は、本サービスの利用申請に際して、以下の各号の内容を理解・承諾した上で、遵守するものとします。
- (1) 本サービスは、契約者が請求者に対して負う対象契約に基づく対象債務について、契約者の為替取引依頼に基づき、当社が銀行 API を通じて当該為替取引指示を登録し、契約者がインターネットバンキング上で最終承認を行うことにより、請求者への支払が実行されるサービスであることを理解し、承諾するものとします。
 - (2) 契約者は、本サービスが事業に関する目的で発生した対象契約に基づく対象債務に限り利用できることを理解し、承諾するものとします。
 - (3) 請求者による商品又は役務の提供に関する債務不履行責任、契約不適合責任その他の責任については請求者のみが負担し、当社及び銀行は一切の責任を負わないものとします。
 - (4) 契約者が利用申請した対象債務について為替取引の実行を中止する場合、契約者は、当該為替取引がインターネットバンキング上で承認される前までに中止の希望を当社に通知するものとします。ただし、当社の同意がない限り、為替取引依頼の取消し又は解除はできません。
 - (5) 利用申請後、為替取引実行日までの間に、対象契約の解除その他の理由により対象債務が消滅した場合、又は契約者が対象債務が消滅したと判断した場合、契約者は速やかに利用申請を取り消し、当社への通知その他必要な措置を講じるものとします。
 - (6) 契約者は、自己の名義又は役員・使用人名義の銀行口座のみを利用できるものとします。
 - (7) 個人事業主は、日本国内に住所を有する場合に限り本サービスを利用できます。
 - (8) 契約者は、本利用契約の条件を満たしていても、当社が会員ページ又は個別に指定する取引については、本サービスを利用できない場合があることを承諾します。
 - (9) 当社は、本利用契約の遵守状況、銀行からの要請その他の理由に基づき、契約者に対して必要な範囲で調査を行うことができ、契約者はこれに協力するものとします。調査には口頭での説明、書類の提出、電子データの提供等が含まれます。
 - (10) 契約者は、自己の責任において本サービスを利用し、遵守事項に違反して生じた紛争やクレームについては、自己の責任と費用で解決し、当社に損害を与えた場合はこれを賠償するものとします。

第14条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 自らの事業目的以外の目的で本サービスを利用する行為
 - (2) 本サービスのシステムを解析し、ソースコード・脆弱性等を調査・分析する行為（リバースエンジニアリングを含みます。）
 - (3) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (4) 本サービスの内容や利用可能な情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) 本利用契約に違反して第三者に本サービスを利用させる行為

- (6) 法令又は公序良俗に違反し、当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (7) 詐欺等の犯罪行為又はそのおそれのある行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウィルス等の有害プログラムを送信又は掲載する行為
 - (10) 当社又は第三者の設備の利用又は運営に支障を与える行為
 - (11) 犯罪収益の移転のために本サービスを利用する行為
 - (12) 取引実態のない契約又は不自然な契約に基づく債務について利用する行為
 - (13) 差押え等の対象となっている債務について利用する行為
 - (14) 銀行から利用を禁止又は停止されている口座を利用する行為
 - (15) 日本国内に本店を有しない銀行に開設された契約者の口座を用いて利用する行為
 - (16) 反社会的勢力への支払に利用する行為
 - (17) その他当社が不適切と判断する行為
- 2. 契約者は、以下の場合、本サービスを利用できないものとします。
 - (1) 対象契約において為替取引による支払が禁止されている場合
 - (2) 利用申請時に対象債務が既に消滅している場合
 - (3) 為替取引実行日までに債権譲渡等により債権者が請求者でなくなった場合
 - (4) 契約者と請求者が同一又は実質的に同一である場合
 - (5) 請求者が反社会的勢力に該当する場合
 - 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が前二項各号のいずれかに該当し、又は該当すると当社が判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供の一時停止、本利用契約の解除、その他の当社が必要と判断する措置を講じることが出来るものとします。

第 15 条（権利義務譲渡等）

- 1. 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本利用契約上の地位、本利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡その他の処分をしてはならないものとします。
- 2. 当社は、本利用契約上の地位及び本利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡その他の処分をすることができるものとします。契約者は、当該譲渡等にあらかじめ同意するものとし、当該譲渡等に必要な手続がある場合には、これに協力するものとします。

第 16 条（個人情報の取り扱い）

- 1. 契約者は、本サービス遂行のため当社より提供を受けた技術、営業その他の業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定義される「個人情報」をいいます。以下同様とします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本人による同意を得ない限り、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。
- 2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、契約者及び当社が個人情報の保護に関する法律に違反することがないように個人情報を取り扱うものとします。
- 3. 当社は、契約者より提供を受けた個人情報について、当社の定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。なお、当社が取得した個人情報には、個人事業主である契約者に関する情報を含みます（以下同様とします。）。
- 4. 前項の規定にかかわらず、以下の事項についてはプライバシーポリシーの規定に優先して適用します。
 - (1) 当社は、契約者の個人情報に関し、以下の利用目的で利用します。
 - (a) 本サービスを提供するため
 - (b) 本サービス及び当社の提供するサービス等に関するお知らせ及び広告配信等のため
 - (c) 本サービス及び当社の提供するサービス等に関する管理、機能改善及び機能開発等のため
 - (d) 次号に従って第三者に提供するため

(2) 当社は、法令により認められた場合、及び、業務の一部を外部に委託する場合を除き、契約者の同意を得ずに個人情報第三者に提供することはありません。契約者は、当社が以下の内容で個人データを第三者に対して提供することについて、あらかじめ同意した上で本サービスを利用するものとします。

(a) 当社は、銀行に対し、契約者の登録情報（契約者の役員及び従業員に関する情報を含みます。以下同様とします。）、当社が電子決済等代行業（銀行法 2 条第 21 項）を行う際に取得した契約者の預金口座に係る情報、対象契約に関する情報、サービス利用状況等に関する情報、契約者のインターネット利用環境等に関する情報その他決済に必要な情報等を契約者に代わって提供します。

(b) 契約者が当社のパートナー（当社と顧客紹介に関する契約を締結している事業者をいいます。以下同様とします。）から紹介を受けて本サービスを利用する場合（所定のランディングページ等を経由して本サービスに登録する場合を含みます。）、当社は、当該パートナーに対し、契約者の登録情報、対象契約に関する情報、サービス利用状況等に関する情報、契約者のインターネット利用環境等に関する情報等を提供します。パートナーが定める利用目的等については、当該事業者の利用規約及びプライバシーポリシー等をご確認ください。

(c) 当社は、当社のサービスの利用状況等、当社が保有する契約者の個人情報等を利用して、オンライン広告を配信し、広告効果の測定をすることがあります。その一環として、当社は契約者の個人情報等を、広告配信事業者等（外国にある事業者を含みます。）に送信する場合があります。送信する個人情報等には以下のものが含まれます。不規則な文字列等に変換されたメールアドレス等の情報は復元することはできず、当該情報等のみから個人を特定することはできません。

- ・ウェブサイトや広告の閲覧履歴

- ・IP アドレスや各種設定等の契約者のデバイスに関する情報

- ・Cookie ID、広告識別子などのオンライン識別子

- ・不規則な文字列等に変換されたメールアドレス、電話番号、氏名、生年月日など

広告配信事業者等は、受け取った情報を自らが保有するデータと突合することで、契約者が広告配信事業者等の広告をクリックしてサービス等を利用したこと等を知ることができます。

5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 17 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、本利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を本サービスの会員ページに掲載する方法により行います。ただし、これに代えて、又はこれとともに、当社は、契約者に対して電子メールで送信し、又は、書面で送付する等、当社が適当と判断する方法により行うことができるものとします。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を本サービスの会員ページに掲載する方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、ウェブサイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

3. 前項に規定する方法以外の方法による場合、当該通知は、当該方法によれば契約者に到達したと当社が合理的に判断する時点から効力を生じるものとします。

第 18 条（本サービスの変更・中断・終了等）

1. 当社は、自らの裁量により、いつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。

2. 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、自らの裁量により、いつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、中断し、中止し、又は終了することができるものとします。

3. 当社は、前二項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

4. 契約者は、本サービスの終了後も、当社及び第三者に対する本利用契約上の一切の義務及び

債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。

5. 当社は、本サービスの終了後も、契約者に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたアプリケーション及びこれに関する全ての資料等を契約者の責任及び費用負担で破棄し、又は消去するものとします。

第 19 条（損害賠償）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の故意又は重大な過失が直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、逸失利益その他間接損害は含まれず、また、損害賠償の金額は当社が現実に受領した手数料を超えないものとします。契約者が適切に対応すれば回避できた損害は、当該通常の損害に含まれません。なお、当社の予見及びその可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害について当社は賠償責任を負わないものとします。

第 20 条（補償に関する特約）

1. 前条の規定にかかわらず、本サービスを通じて行われた為替取引依頼に関し、預金等の不正払戻しに起因して契約者に損害が発生した場合の補償は、一般社団法人全国銀行協会が公表するインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせに基づく補償の考え方に従い、当社が行うものとします。なお、法人である契約者への補償については、一般社団法人全国銀行協会が公表する法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方に基づき補償を行うものとします。
2. 前条及び前項の規定は、当社が本サービスに関して契約者に負う損害賠償責任及び補償責任の全てを定めるものであり、前条及び前項に定めるものを除き、当社は本サービスに関して契約者に対して一切の損害賠償責任及び補償責任を負いません。

第 21 条（非保証・免責）

1. 当社は、本サービスに関する瑕疵（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含みます。）がないこと、並びに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性を、明示的にも黙示的にも保証しません。また、当社は、契約者に対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
2. 本サービス又は本利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず、本利用契約に定める範囲に限られるものとします。
3. 本利用契約の他の規定にかかわらず、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。ただし、前条第 1 項に定める補償を除きます。
 - (1) 天災地変その他の不可抗力に起因して生じた損害
 - (2) 契約者の設備又はシステムの障害に起因して生じた損害
 - (3) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入により生じた損害
 - (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因して生じた損害
 - (5) 契約者が当社の定める手順・セキュリティ手段等を遵守しないことに起因して発生した損害
 - (6) 当社が作成したものでないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害（システムトラブル等の障害を含みます。）
 - (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務（インターネット接続環境の提供を含みます。）の不具合に起因して発生した損害
 - (8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分、その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な

- 処分により生じた損害
- (9) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及び監督につき当社の責に帰すべき事由によらずに生じた損害
 - (10) 対象債務の性質上、銀行為替取引が許されない場合、又は契約者若しくは請求者が銀行為替取引を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合その他銀行為替取引が無効となることにより生じた損害
 - (11) 契約者と請求者との間の対象契約に起因して生じた損害
 - (12) 本サービスの利用方法と異なる方法により本サービスを利用したことにより生じた損害
 - (13) 当社が適切に本利用契約に基づく義務を履行したにもかかわらず、銀行のシステムに起因するトラブル、又は契約者がインターネットバンキング上で所定の承認手続きを完了しなかったことにより、為替取引日までに請求者に送金が行われなかったことに起因して生じた損害
 - (14) その他当社の責に帰すべき事由によらずに生じた損害
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより、契約者と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負いません。

第 22 条（本章及び本利用契約の変更）

1. 当社は、(1) 契約者の一般的な利益に適合する場合、又は、(2) 変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的である場合には、契約者の同意なく本章の内容を変更することができるものとします。当社が本項に従って本章の内容を変更した場合、契約者による本サービスの利用にあたっては、変更後の本章の内容が適用されるものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、所定の予告期間において、変更後の本章の内容を契約者に通知するものとします。
3. 第 1 項に定める以外の場合（契約者に重大な不利益を生じさせること等により変更内容の合理性が認められない場合を含みます。）であっても、当社は、契約者と個別に合意することにより、本利用契約を変更することができるものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己又は自己の役員若しくは経営を実質的に支配している者が、現在及び将来に亘って次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業・総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）であること。
 - (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用して、業務を妨害し、又はそのおそれのある行為若しくはその他の不正行為をしていること。
 - (4) 反社会的勢力を利用して名誉や信用等を毀損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (5) 自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること。
 - (6) 反社会的勢力を利用して詐術、暴行行為若しくは脅迫的言辞を用いること。
2. 当社は、契約者が前項の表明若しくは確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本利用契約を解除することができるものとします。契約者はこれに異議を申し出ないものとします。なお、本利用契約の解除に起因し、又は関連して契約者に損害が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負うものではありません。また、当社に損害が生じた場合には、契約者がその損害等を賠償するものとします。

第 24 条（合意管轄）

契約者と当社の間で本利用契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（準拠法）

本利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 26 条（協議等）

本利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の上解決することとします。

以上
2026年3月24日 制定

エメラダ・ペイメント サービス 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社北海道銀行が提供する「道銀ビジネス WEB サービス」の機能メニューに内包してエメラダ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「請求書カード払いサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

利用者が本サービスを利用する際には、本規約が適用され、利用者と当社との間の契約内容を構成するものとします。

第 1 章 請求書カード払いサービス利用規約

第 1 条（目的）

この章（以下この章において「本章」といいます。）は、当社が運営する本サービスの利用に関する条件を定めたものであり、支払者と当社との間の本サービスに関する契約の内容となります。

第 2 条（定義）

本章においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス：本利用契約に基づき当社が「請求書カード払い」の名称（当該名称が変更された場合は、変更後の名称を含みます。）で提供する、支払者からの委託に基づいて対象債務について当社が立替払いを実施するサービス
- (2) 支払者：本利用契約を当社と締結し、本立替払いを当社に委託する者
- (3) サービス手数料：本利用契約の規定に従って、支払者が当社に対して本サービスの対価として支払う金額
- (4) 利用料金等：サービス手数料に対象債務相当額である本償還請求権の金額を加えた金額
- (5) 本利用契約：本章に定める内容、会員登録申込その他の当社及び支払者が本サービスの利用に関して締結した合意
- (6) 本立替払い：本立替払い合意に基づき、当社が、対象債務の立替払いとして、支払者が指定した請求者名義の金融機関の口座（日本国内に所在する金融機関が開設するものに限り、以下本章において「金融機関口座」といいます。）に対して第 16 条第 1 項(13)に規定する金額を振り込むこと
- (7) 本立替払い合意：利用申請に基づく利用料金等のカード決済について、カード発行会社から当社に対して承認がなされた時点で成立する、当社が請求者に対して第三者弁済として対象債務の立替払いを行うことを受託する旨の合意
- (8) 請求者：利用申請において指定された対象債務に係る債権の債権者
- (9) 立替払い日：利用申請において指定された、当社が本立替払いを完了すべき日
- (10) 対象契約：支払者及び請求者の間において締結された契約であって、支払者がこれに基づく債務を本立替払いの対象として利用申請において指定した契約
- (11) 対象債務：対象契約に基づき支払者が請求者に対して負担している債務
- (12) 本償還請求権：本立替払い合意に基づき発生する当社が支払者に対して取得することとなる償還請求権
- (13) 会員登録申込：第 3 条の規定に従って、支払者が本サービスを利用することを目的として、当社が本サービスのために運営するシステム上で行う申込
- (14) 会員ページ：当社が本サービスを提供するために設置したウェブサイト上のページであり、支払者が当社から付与されたユーザ ID 及びパスワードを用いてアクセスすることが可能なもの
- (15) 利用申請：支払者の当社に対する本立替払いの委託の申込
- (16) 提携組織：当社が加盟又は提携する組織（Visa International Service Association、Mastercard International Incorporated、株式会社クレディセゾン及び株式会社ジェーシービー等を含みますが、これらに限られません。）
- (17) カード発行会社：提携組織に加盟しており、日本国内に本店所在地を有するクレジットカード

ドの発行会社

- (18) カード：カード発行会社が提携組織の規則等に準拠して発行するクレジットカード(日本国内で発行された有効期限内のクレジットカードに限ります。)であって、本サービスの利用に供されるもの。
- (19) アクワイアラー：国際ブランドからライセンス等の供与を受けて、カード加盟店の獲得、審査及び管理等を行う者の総称。当社との契約の有無を問いません
- (20) カード発行会社等：カード発行会社及びカード発行会社と提携しているカード会社、金融機関その他の第三者（イシューアー、アクワイアラー、決済代行会社、カード国際ブランドの運営会社を含みます。）の総称
- (21) 営業日：銀行法第 15 条第 1 項に定める銀行の休日以外の日（ただし、12 月 29 日及び 12 月 30 日を除きます。）
- (22) 本請求者向けサービス：当社が「請求書カード払い」の名称（当該名称が変更された場合、変更後の名称を含みます。）で、対象契約について支払者が当社に本立替払いを委託することを条件として、対象債務について当社からの立替払いを受けることができるサービス

第 3 条（本利用契約の成立等）

- 1. 本利用契約は、本サービスの会員登録申込者（以下本章において「会員登録申込者」といいます。）が、当社所定の方法により会員登録申込を行い、当社所定の方法により当社による承諾の通知が会員登録申込者に到達したときに効力を生じるものとします。なお、会員登録申込者は本章の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとします。
- 2. 当社は、前項に定める会員登録申込に対する当社の承諾の通知に先立ち、会員登録申込者に対して別途一定の事項の届出及び書類の提出を求めることがあります。この場合において、会員登録申込者が当該事項を届け出ず、又は当該書類を当社に提出しないときは、当該届出又は提出が完了するまでは、前項に定める会員登録申込に対して当社は承諾しないことがあります。
- 3. 当社は、第 14 条第 1 項に定める利用期間中、支払者に対し、必要に応じて支払者、請求者、対象契約、対象債務その他に関する情報の届出又は書類の提出を要請することできるものとします。
- 4. 支払者は、会員登録申込に記載された事項又は前二項の規定により支払者が当社に届け出た又は提出した事項に変更が生じた場合、すみやかに当社に通知し、当社の指示に従って届出事項の変更その他の必要な手続を行うものとします。
- 5. 当社は、支払者が前項に従った通知又は手続を怠ったことにより損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第 4 条（請求者に関する情報の提供）

- 1. 支払者は、次条に規定する本サービスの利用申請と同時に、請求者となる者（以下本章において「請求者候補者」といいます。）に関する本サービスへの適合性審査の申請をし、必要とされる次の情報を当社及びカード発行会社等に提供した上で、当社所定の審査（以下本章において「請求者審査」といいます。）を受ける必要があります。ただし、請求者が本請求者向けサービスを利用したことにより、支払者が対象契約について本立替払いに係る申請を行った場合及び請求者がすでに請求者審査を完了し、本サービスに適合すると判断されている場合については、この限りではありません。
 - (1) 請求者の企業情報
 - (2) 請求者の代表者及び担当者に関する情報（氏名及び連絡先等の個人情報を含みます。）
 - (3) 請求者の振込先または振替元口座に関する情報
 - (4) 対象契約の内容
 - (5) 対象契約に基づき販売又は提供される商品等に関する情報
 - (6) 対象債務に係る請求書
 - (7) 前各号の他、請求者及び対象契約に関して当社が求める情報
- 2. 当社は、請求者審査が完了した場合、支払者に対し、すみやかにその結果を通知します。請求者審査の期間は、2 営業日を標準としますが、これより期間を要する場合もあります。
- 3. 当社は、自らの裁量で、請求者審査において特定の請求者候補者が不適合であることを判断

することができます。この場合には、支払者に対し、不適合となった理由を通知することを要しないものとします。

4. 当社は、請求者審査が完了し適合すると判断された請求者について、当社の裁量により、いつでも再審査が可能であり、また、その再審査の結果により不適合と判断することができるものとします。なお、当社は、本項の規定に基づき請求者を不適合と判断した場合であっても、支払者に対し、その理由を開示する義務を負わないものとします。

第5条（支払者に関する情報の提供）

1. 支払者は、特定の対象債務について立替払い日の3営業日前までに、当社所定の情報を入力して、利用申請を行います。
2. 当社は、支払者からの本サービスの利用申請を受領した場合、すみやかに当該対象債務につき本サービスの対象とすることができるかどうかを審査（以下本章において「利用審査」といいます。）します。利用審査の期間は、2営業日間を標準としますが、これより期間を要する場合もあります。
3. 当社は、自らの裁量で、利用審査において特定の対象債務が本サービスの対象として不適合であることを判断することができます。この場合、当社は、支払者に対し、不適合となった理由を通知することを要しないものとします。
4. 当社は、利用審査が完了した場合、支払者に対し、すみやかにその結果を通知します。当該通知が立替払い日の前営業日中に支払者に対して発信できない場合、当社は、支払者に対し、直ちにその旨を通知します。
5. 当社は、前条又は本条に基づき支払者より提供された情報の内容の正確性について確認する義務を負わないものとします。
6. 支払者は、当社に提供した情報の内容が事実と反する場合、支払者が当社に対して委託した立替払いが行われない場合があることを十分に認識した上で、当社に対して正確な内容のデータを提供するものとします。
7. 支払者は、当社に対し、第1項に基づき当社所定の情報を提供するにあたり、必要に応じて請求者に対し当社から立替払いがされることその他必要な情報を提供するものとし、その支払先として、請求者以外の企業（請求者の関係会社を含みますが、これに限られません。）若しくはその代表取締役若しくは役職員又は個人事業主の金融機関口座等を指定してはならないものとします。
8. 当社は、本立替払いを行うにあたり確認が必要と判断した場合、その裁量により、以下の各号に定める措置を行うことができるものとし、支払者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 支払者に対して、請求書等の請求者候補者との間の取引に関連する書類等の提出を求めること
 - (2) その他当社が必要と判断した措置

第6条（支払額の立替払い方法）

1. 支払者は、第5条第1項に基づく利用申請に際して、同項に定める情報を当社に提供することにより、当社に対し、当該情報に基づく支払者の請求者に対する対象債務の立替払いを委託したものとみなします。支払者は、当社の同意がない限り、この委託を取り消し又は解除することはできないものとします。なお、支払者は、支払者からの立替払いの委託が請求者から商品の発送又は役務の提供が行われたことを支払者が確認した後に行われる必要があること、同委託が請求者が交付する請求書単位で行われる必要があり、当該請求書単位で処理が行われること及び当社が請求者に立替払いをすることを承諾し何らの異議を述べないことに同意するものとします。
2. 支払者は、カード発行会社から発行された支払者名義のカードによる決済を行うために必要な手続を行うものとし、これにより、当社に対し、利用料金等を支払うものとします。
3. 前項に基づく決済について、カード発行会社から当社に対して承認がなされた時点で、支払者と当社の間で、支払者が当社に対して、請求者に対する立替払いを委託することを内容とする個別の本立替払い合意が有効に成立したものとみなします。
4. 前項に基づく本立替払い合意が有効に成立した場合、当社は、当該合意に基づき、立替払い

日に、利用申請において記載された請求者名義の金融機関口座に対し、対象債務の金額を振り込むことにより、本立替払いを実施するものとします。

5. 第3項に定めるカード発行会社から当社に対する承認がなされたにもかかわらず、カード発行会社から当社に対する支払いが行われなかった場合でかつ当社が前項の本立替払いを行った場合、支払者は、直ちに、金融機関口座への振込・振替送金その他の当社が指定する方法により、当社に対して、利用料金等を支払うものとします。
6. 第4条又は前条に基づき支払者が当社に提供した情報の不備等により、当社が、本立替払いの全部又は一部を実行することができなかった場合、当該本立替払いに係る本立替払い合意は、当然に解除されるものとします。この場合、当社は、カード発行会社から支払いを受けた金員のうち、当該本立替払いに対応する金額について、別途当社の定める事務手数料を控除の上、遅滞なく支払者に返金するものとします。
7. 第4条又は前条に基づき支払者が当社に提供した情報に誤りがあり、当該誤った情報に基づいて本立替払いが実施された場合、当社は、対象債務相当額の請求者からの回収（振込・振替時の組戻し処理を含みます。）並びに利用料金等の支払者に対する返金を行わないものとし、支払者はあらかじめこれを承諾するものとします。
8. 支払者は、第2項に規定する利用料金等の支払い後に、対象契約の債務不履行若しくは解除又は対象契約の契約不適合その他対象契約に起因して損害、損失、紛争等が生じた場合であっても、当社又はカード発行会社等に対してチャージバックの要請その他一切の請求を行うことはできないものとします。
9. 当社は、請求者の属性、取引内容などについて随時審査を行い、総合判断によって本立替払いを行わないことがあり、この場合の処理については第6項に準じるものとします。なお、当社の総合判断の理由は開示されないものとします。

第7条（知的財産権）

1. 本サービスに関する特許権、商標権、著作権その他の権利はすべて当社、又は、当社が第三者から当該権利の使用許諾を得ている場合は、当該第三者に帰属します。ただし、当社は、本サービスが第三者の権利を侵害しないことを保証するものではありません。
2. 支払者は、当社の事前の書面による同意なく、当社又は当社が使用許諾を得る第三者が保有する商標その他の知的財産権を使用しないものとします。
3. 当社は、支払者と協議の上で、本サービスのマーケティングを目的として作成する資料その他の媒体に支払者の商標を記載することができるものとします。

第8条（再委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

第9条（自己責任の原則）

1. 支払者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（カード発行会社等及び請求者を含みます。以下本章において同様とします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者から請求がなされた場合、自らの責任及び費用負担をもって処理、解決するものとします。支払者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対して請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して支払者が当社に対して提供し、又は伝達する情報（利用申請に先立ち支払者が当社に提供する請求者に関する情報を含み、以下本章において「コンテンツ」といいます。）については、支払者の責任で提供されるものであり、支払者は、その内容が不正確であることに起因して、支払者、当社又は第三者が損害を被った場合、その一切の責任を負うものとします。
3. 当社は、コンテンツの内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
4. 支払者は、対象契約の債務不履行若しくは解除又は対象契約の契約不適合その他対象契約に起因して生じる一切の損害、損失、紛争等（以下本章において「紛争等」といいます。）につき、自らの責任及び費用負担で解決するものとし、当社及びカード発行会社等に一切の責

任を負わせないものとします。また、これにより当社又はカード発行会社等に損害が生じた場合には、支払者は、直ちにこれを賠償するものとします。

5. 支払者は、支払者がその故意又は過失により当社に直接又は間接的に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第 10 条（本サービス利用のための設備）

1. 支払者は、自らの責任及び費用負担において、当社が定める条件にて本サービスの利用に必要な支払者の設備を設置及び設定し、本サービスを利用するための環境を維持するものとします。
2. 支払者は、本サービスを利用するにあたり自らの責任及び費用負担をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して自らの設備をインターネットに接続するものとします。
3. 支払者の設備、前項に定めるインターネット接続その他の本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は支払者に対して本サービスを提供する義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、コンテンツについて、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。
5. 当社は、本サービスの提供に関して、支払者、当社、その他第三者に生じる損害を防止するために緊急の必要がある場合、当社が必要と判断する措置を講じることができ、支払者はこれに協力するものとします。

第 11 条（ユーザ I D 及びパスワード）

1. 当社は、支払者に対し、本サービスの利用に必要なユーザ I D 及びパスワードを付与するものとします。
2. 支払者は、当社の承諾を得ない限り、2 つ以上のユーザ I D 及びパスワードを保有することができないものとします。
3. 支払者は、ユーザ I D 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザ I D 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により支払者又は第三者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 支払者のユーザ I D 及びパスワードを使用することによる本サービスの利用その他の行為は、全て支払者による利用とみなすものとします。第三者が支払者のユーザ I D 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は支払者の行為とみなされるものとし、支払者は、かかる利用に起因して生じた一切の債務を負担するものとします。

第 12 条（サービス手数料）

1. 支払者は、利用申請を行う場合には、当該利用申請の時点において会員ページに表示されているサービス手数料を支払うものとします。ただし、当社が別途指定する場合には、この限りではありません。
2. サービス手数料には、当社が本立替払いを実施するために要する金融機関口座への振込手数料が含まれるものとします。
3. 当社は、自らの裁量により、いつでもサービス手数料を変更することができるものとします。

第 13 条（遅延損害金）

支払者が、サービス手数料の支払義務の履行を遅滞した場合、支払者は、当社が支払者に対して支払請求した日（以下本章において「支払期日」といいます。）の翌日から支払期日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、利用料金等その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

第 14 条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、会員登録申込において定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了 1 ヶ月前までに支払者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用期間は期間満了日の翌日から従前と同一の内容でさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 支払者及び当社は、1 ヶ月前までに相手方に通知することにより、本利用契約を解約することができるものとします。
3. 個人事業主である支払者が死亡した場合、本利用契約は当該事由が発生した時点において当然に終了するものとします。

第 15 条 (解除)

1. 当社は、支払者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、支払者への事前の通知又は催告を要することなく、直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても利用料金等及び遅延損害金を支払わない場合
 - (2) 会員登録申込又は本利用契約に基づく当社に対する通知内容に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (4) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (5) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (7) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けた場合
 - (8) 本利用契約に違反した場合
 - (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (10) 支払者の財産若しくは信用の状況が悪化し、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (11) 支払者が意思能力を喪失した場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (12) 支払者について、成年後見、保佐又は補助開始の審判がなされた場合
 - (13) 本サービスを1年以上利用していない場合
 - (14) 本利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (15) 前各号の他、当社が支払者による本サービスの利用継続が適当でないと判断した場合
2. 支払者は、前項による本利用契約の解除がなされた時点において未払いのサービス手数料又は遅延損害金がある場合には、当社に対する当該債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。ただし、第6条第2項の規定により当社がカード発行会社等から当該債務を受領できると判断した場合は、この限りではありません。

第 16 条 (遵守事項)

1. 支払者は、本サービスの利用申請に際して、以下の各号の内容を理解、承諾した上で、遵守するものとします。
 - (1) 本サービスは、支払者が請求者に対して負う対象契約に基づく対象債務を当社が立替払いすることを内容とするものであり、支払者は当社による本立替払いについて承諾し、何らの異議を述べないものとします。
 - (2) 支払者は、本サービスは、支払者と請求者との間で事業に関する目的のため発生した対象契約に基づく対象債務に限り、当社が支払者に代わって請求者に支払額を立替払いすることで、当該対象債務を精算するサービスであることを理解し、承諾するものとします。
 - (3) 支払者は、支払者名義のカードによる決済の対象が、請求者が支払者に販売又は提供する商品等ではなく、支払者が当社に対して支払義務を負う、本償還請求権に係る債務であることを理解し、承諾するものとします。
 - (4) 請求者による商品等の販売等に係る債務不履行責任及び契約不適合責任その他の責任については請求者のみがこれを負担し、当社及びカード発行会社等はこれらの責任を負担するものではありません。
 - (5) 支払者が利用申請した対象債務について本立替払いを中止することを希望する場合、支払者は、当社に対し、当該利用申請に係るカード決済の完了時までに、中止の希望を通知するものとします。ただし、支払者は、当社の同意がない限り、本立替払いの委託を取り消し又は解除することはできないものとします。

- (6) 利用申請後、立替払い日までの間に、対象契約の解除その他の理由により対象債務が消滅した場合、又は、対象債務が消滅したと支払者が判断した場合、支払者は、すみやかに利用申請を取り消すものとし、必要となる当社への通知その他の措置を講じるものとします。
 - (7) 支払者は、会員登録申込において事前に登録されたカード（本利用契約の定めに従って変更された場合、当該カードを含みます。）であって、支払者本人又はその役員若しくは使用人の名義でカード発行会社から発行されたもののみを本サービスに利用することができます。
 - (8) 個人事業主については、日本国内に定まった住所を有する場合のみ本サービスを利用することができます。
 - (9) 請求者は、日本国内に本店所在地を有する法人のみとします。
 - (10) 請求者は、過去 12 カ月の間にアクワイアラーの加盟店でなかった者のみとします。
 - (11) 支払者は、日本国外に所在する金融機関の口座を請求者の口座として指定することはできません。
 - (12) 支払者は、利用料金等がカード発行会社から認められているカード利用可能枠を超えることになる場合、本サービスを利用することはできません。
 - (13) 利用申請において指定できる立替払いの金額は、該当する対象債務の金額として請求書その他の書類によって支払者が債務を負担していることが確認できた金額とします。また、対象債務の一部のみを立替払いの金額として指定することはできないものとします。
 - (14) 支払者は、本利用契約の条件を充足していた場合であっても、当社が会員ページ上で指定する取引又は当社が個別に指定する取引について、本サービスを利用できない場合があります。
 - (15) 支払者による利用料金等の支払回数及び方法等については、カード発行会社又はアクワイアラーが定めるルール等により制限を受ける場合があります。
 - (16) 当社は、本利用契約の遵守、カード発行会社又はアクワイアラーからの要請その他の理由に基づき、本サービスの利用に関して支払者に対して必要な範囲で調査を行うことができ、支払者は、これに協力するものとします。当該調査には、口頭での説明、書類の提出、電子機器等の解析が含まれますが、これらに限りません。
 - (17) 支払者は、請求者から提示を受けた請求書等の取引に関連する書類等を、支払者において、その取得日から少なくとも 2 年間は保管するものとします。
 - (18) 支払者は、本サービスの利用が請求者の意思に反するものではないこと及び請求者が第 4 条 1 項各号に規定する請求者に係る情報につき、当社及びカード発行会社等に提供されることに同意していることについて、表明及び保証します。ただし、請求者が本請求者向けサービスを利用したことにより、支払者が対象契約について本立替払いに係る申請を行った場合にはこの限りではありません。
2. 支払者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、前項の遵守事項に違反したことにより、当社と第三者との間で何らかの紛争、クレーム等が生じたときは、支払者の責任及び費用負担において解決し、又は当社に対して必要な協力を行うとともに、当該紛争、クレーム等により当社が被った損害、費用、損失等を賠償するものとします。

第 17 条（禁止事項）

1. 支払者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 自らの営業目的以外の目的のために本サービスを利用する行為
 - (2) 本サービスに関するシステムを解析する等して、当該システムに関するソースコード・脆弱性等を調査・分析する行為（リバースエンジニアリングを含みます。）
 - (3) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) 本利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (7) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又はそのおそれがある行為

- (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又はそのおそれがある行為
 - (11) 犯罪による収益（犯罪収益移転防止法第2条第1項に定義される「犯罪による収益」をいいます。）の移転のために本サービスを利用する行為
 - (12) 売買契約、賃貸借契約若しくは役務提供契約（これらに類する契約を含みます。）以外の契約に基づく債務の支払い又は金銭の交付のために本サービスを利用する行為
 - (13) 取引実態のない契約（取引後に合理的な理由なく契約が解除される場合を含みます。）又はそのおそれのある契約に基づく債務のために本サービスを利用する行為
 - (14) 第三者による差押え又は税務当局による滞納処分による差押えの対象となっている債務について本サービスを利用する行為
 - (15) カード発行会社から利用することを禁止又は停止されているカードを本サービスに利用する行為
 - (16) 提携組織に加盟しており、日本国内に本店所在地を有するカード発行会社以外の者が発行するカードを用いて本サービスを利用する行為
 - (17) 盗品、わいせつな商品、脱法ドラッグその他人体、健康に影響を及ぼす商品の取引に基づく債務の支払い又は金銭の交付のために本サービスを利用する行為
 - (18) 前条第1項に違反する行為
 - (19) その他当社が不適切と判断する行為
2. 支払者は、以下の場合、本サービスを利用することができないものとします。
- (1) 対象契約において支払者の債務の立替払いが禁止されている場合
 - (2) 利用申請時点において、対象契約に基づき請求者が負担する債務の履行が完了していない場合
 - (3) 立替払い日までに、債権譲渡その他の理由により対象債務の債権者が請求者ではない者となった場合
 - (4) 対象債務につき、支払者とカード発行会社との間のカード利用規約又は当社とカード発行会社等との間の契約において、カードを利用して代金の支払いをしてはならないこととされている場合
 - (5) 支払者と請求者が同一人又は実質的に同一人である場合
 - (6) 請求者が反社会的勢力（第25条第1項第1号に定める「反社会的勢力」をいいます。）に該当する場合
3. 当社は、本サービスの利用に関して、支払者の行為が前二項各号のいずれかに該当し、又は該当すると当社が判断した場合、事前に支払者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供の一時停止、本利用契約の解除、その他の当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。

第18条（権利義務譲渡等）

- 1. 支払者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本利用契約上の地位、本利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡その他の処分をしてはならないものとします。
- 2. 当社は、本利用契約上の地位及び本利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡その他の処分をすることができるものとします。支払者は、当該譲渡等にあらかじめ同意するものとし、当該譲渡等に必要な手続がある場合には、これに協力するものとします。

第19条（個人情報の取り扱い）

- 1. 支払者は、本サービス遂行のため当社より提供を受けた技術、営業その他の業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義される「個人情報」をいいます。以下本章において同様とします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本人による同意を得ない限り、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。
- 2. 支払者は、本サービスを利用するにあたり、支払者及び当社が個人情報の保護に関する法律

- に違反することがないように個人情報を取り扱うものとします。
3. 当社は、支払者より提供を受けた個人情報について、当社の定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。なお、当社が取得した個人情報には、個人事業主である支払者に関する情報を含みます（以下本章において同様とします。）。
 4. 前項の規定にかかわらず、以下の事項についてはプライバシーポリシーの規定に優先して適用します。
 - (1) 当社は、支払者の個人情報に関し、以下の利用目的で利用します。
 - (a) 本サービスを提供するため
 - (b) 本サービス及び当社の提供するサービス等に関するお知らせ及び広告配信等のため
 - (c) 本サービス及び当社の提供するサービス等に関する管理、機能改善及び機能開発等のため
 - (d) 次号に従って第三者に提供するため
 - (2) 当社は、法令により認められた場合、及び、業務の一部を外部に委託する場合を除き、支払者の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。支払者は、当社が以下の内容で個人データを第三者に対して提供することについて、あらかじめ同意した上で本サービスを利用するものとします。
 - (a) 当社は、カード発行会社等に対し、支払者の登録情報（支払者の役員及び従業員に関する情報を含みます。以下本章において同様とします。）、当社が電子決済等代行業（銀行法 2 条第 21 項）を行う際に取得した支払者の預金口座に係る情報、対象契約に関する情報、サービス利用状況等に関する情報、支払者のインターネット利用環境等に関する情報その他決済に必要な情報等を支払者に代わって提供します（他のカード発行会社等を介して提供される場合も含みます。）。
 - (b) 支払者が当社のパートナー（当社と顧客紹介に関する契約を締結している事業者をいいます。以下本章において同様とします。）から紹介を受けて本サービスを利用する場合（所定のランディングページ等を経由して本サービスに登録する場合を含みます。）、当社は、当該パートナーに対し、支払者の登録情報、対象契約に関する情報、サービス利用状況等に関する情報、支払者のインターネット利用環境等に関する情報等を提供します。パートナーが定める利用目的等については、当該事業者の利用規約及びプライバシーポリシー等をご確認ください。
 - (c) 当社は、当社のサービスの利用状況等、当社が保有する支払者の個人情報等を利用して、オンライン広告を配信し、広告効果の測定をすることがあります。その一環として、当社は支払者の個人情報等を、広告配信事業者等（外国にある事業者を含みます。）に送信する場合があります。送信する個人情報等には以下のものが含まれます。不規則な文字列等に変換されたメールアドレス等の情報は復元することはできず、当該情報等のみから個人を特定することはできません。
 - ・ウェブサイトや広告の閲覧履歴
 - ・IP アドレスや各種設定等の支払者のデバイスに関する情報
 - ・Cookie ID、広告識別子などのオンライン識別子
 - ・不規則な文字列等に変換されたメールアドレス、電話番号、氏名、生年月日など広告配信事業者等は、受け取った情報を自らが保有するデータと突合することで、支払者が広告配信事業者等の広告をクリックしてサービス等を利用したこと等を知ることができます。
5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 20 条（通知）

1. 当社から支払者への通知は、本利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を本サービスの会員ページに掲載する方法により行います。ただし、これに代えて、又はこれとともに、当社は、支払者に対して電子メールで送信し、又は、書面で送付する等、当社が適当と判断する方法により行うことができるものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から支払者への通知を本サービスの会員ページに掲載する方法に

より行う場合には、支払者に対する当該通知は、ウェブサイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

3. 前項に規定する方法以外の方法による場合、当該通知は、当該方法によれば支払者に到達したと当社が合理的に判断する時点から効力を生じるものとします。

第 21 条（本サービスの変更・中断・終了等）

1. 本サービスの営業時間は、営業日の 10 時から 18 時までとします。
2. 当社は、自らの裁量により、いつでも支払者に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、自らの裁量により、いつでも支払者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、中断し、中止し、又は終了することができるものとします。
4. 当社は、前三項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して支払者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
5. 支払者は、本サービスの終了後も、当社及び第三者に対する本利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
6. 当社は、本サービスの終了後も、支払者に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
7. 支払者は、本サービスの利用が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたアプリケーション及びこれに関する全ての資料等を支払者の責任及び費用負担で破棄し、又は消去するものとします。

第 22 条（損害賠償）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本利用契約に関して、当社が支払者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の故意又は重大な過失が直接の原因で支払者に現実に発生した通常の損害に限定され、逸失利益その他間接損害は含まれず、また、損害賠償の金額は当社が現実に受領した手数料を超えないものとします。支払者が適切に対応すれば回避できた損害は、当該通常の損害に含まれません。なお、当社の予見及びその可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害について当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社の故意又は過失により立替払い日までに本立替払いが完了しなかった場合、当社は、支払者に対し、立替払い日から、当社が実際に本立替払いを実行した日、又は当該対象債務に関する本サービスの利用につき支払者が当社に対して本立替払いを不要とする旨の通知をした日のいずれか早い日までの間、対象債務の金額に法定利率（民法第 404 条第 2 項にいう「法定利率」をいいます。）を乗じて算定した金額の損害賠償を支払うものとします。
3. 前項に規定されるものを除き、支払者は、当社に対し、当社による本立替払いの不履行に起因して生じた損害の賠償を請求することはできないものとします。

第 23 条（非保証・免責）

1. 当社は、本サービスに関する瑕疵（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含みます。）がないこと、並びに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性及び特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証していません。当社は、支払者に対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
2. 本サービス又は本利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず本利用契約に定める範囲に限られるものとします。
3. 本利用契約の他の規定にかかわらず、当社は、以下の事由により支払者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変等の不可抗力に起因して生じた損害
 - (2) 支払者の設備又はシステムの障害に起因して生じた損害
 - (3) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者

- からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入により生じた損害
- (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因して生じた損害
 - (5) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を支払者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (6) 当社が作成したものでないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害（システムトラブル等の障害を含みます。）
 - (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務（インターネット接続環境の提供を含みます。）の不具合に起因して発生した損害
 - (8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分により生じた損害
 - (9) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及び監督につき当社の責に帰すべき事由によらずに生じた損害
 - (10) 請求者が、対象債務の弁済受領権限を喪失し又は制限されていることにより生じた損害
 - (11) 対象債務の性質上立替払いが許されない場合、支払者又は請求者が立替払いを禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合その他立替払いが無効となることにより生じた損害
 - (12) 前各号に定めるほか、支払者と請求者との間の対象契約に起因して生じた損害
 - (13) 前各号に掲げるほか、本サービスの利用方法と異なる方法により本サービスを利用したことにより生じた損害
 - (14) 当社が適切に本利用契約に基づく義務を履行したにもかかわらず、金融機関のシステムに起因するトラブルその他の事由により、立替払い日までに請求者に本立替払いに係る金銭が着金しなかったことに起因して生じた損害
 - (15) その他当社の責に帰すべき事由によらずに生じた損害
4. 当社は、支払者が本サービスを利用することにより支払者と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとします。

第 24 条（本章及び本利用契約の変更）

- 1. 当社は、(1) 支払者の一般的な利益に適合する場合、又は、(2) 変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的である場合には、支払者の同意なく本章の内容を変更することができるものとします。当社が本項に従って本章の内容を変更した場合、支払者による本サービスの利用にあたっては、変更後の本章の内容が適用されるものとします。
- 2. 当社は、前項の変更を行う場合は、所定の予告期間において、変更後の本章の内容を支払者に通知するものとします。
- 3. 第 1 項に定める以外の場合（支払者に重大な不利益を生じさせること等により変更内容の合理性が認められない場合を含みます。）であっても、当社は、支払者と個別に合意することにより、本利用契約を変更することができるものとします。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 支払者は、自己又は自己の役員若しくは経営を実質的に支配している者が、現在及び将来に亘って次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業・総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他反社会的勢力（以下本章において「反社会的勢力」といいます。）であること。
 - (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用して、業務を妨害し、又はそのおそれのある行為若しくはその他の不正行為をしていること。
 - (4) 反社会的勢力を利用して名誉や信用等を毀損し、又はそのおそれのある行為をするこ

- と。
- (5) 自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること。
 - (6) 反社会的勢力を利用して詐術、暴行行為若しくは脅迫的言辞を用いること。
2. 当社は、支払者が前項の表明若しくは確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本利用契約を解除することができるものとし、支払者はこれに異議を申し出ないものとします。なお、本利用契約の解除に起因し、又は関連して支払者に損害が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負うものではありません。また、当社に損害が生じた場合には、支払者がその損害等を賠償するものとします。

第 26 条（合意管轄）

支払者と当社の間で本利用契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（準拠法）

本利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 28 条（協議等）

本利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の上解決することとします。

以上
2025年9月30日 制定